

○新宿区住居表示に関する条例

昭和40年3月31日

条例第17号

(住居表示に関する法律4・8Ⅱ)

(目的)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第4条及び第8条第2項の規定に基づき、新宿区の住居の表示に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(街区の区域)

第2条 区長は、街区の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、または街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物(以下「建物等」という。)として、区長が別に定めるものを新築した者は、ただちに区長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物等の所有者、管理者または占有者は、当該建物等に住居番号をつけ、または従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するように区長に申し出ることができる。

3 区長は、第1項の届出若しくは前項の申し出があつたとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があつたとき、または実態調査等により住居番号をつけ、変更し、または廃止するの必要を知り得たときは、ただちに必要な措置を講じなければならない。

4 区長は、住居番号をつけ、変更し、または廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物等の所有者、管理者または占有者は、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。ただし、区長が別に定める場合はこの限りでない。

(1) 当該建物等の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近

(2) 当該建物等の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が道路に接する付近

2 前項の表示の様式は、区長が別に定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。